

Good



ぴかぴかあきやくん

山形生まれ山形育ち 20歳
空き家だったけど、きれいに
リノベーションしてもらってぴかぴかに

好きなこと
ホームパーティー

「きれいにしてもらって、久しぶりに使っ
てもらえるからうれしいよ！扉を開
けて待ってるよ！」

ほーちあきやくん

山形生まれ山形育ち 20歳
空き家になって5年、最近はずっかり
管理してもらえず、ガラスが割れ、
草も伸び放題

好きなこと
砂遊び、野良猫と遊ぶ

「ちゃんと管理してもらえなくて悲
しいよ。ホントは地震にも強
いし、まだまだ使える
はずなのに」



Bad



山形県県土整備部 建築住宅課

〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1 TEL.023-630-2433 FAX.023-630-2639

やまがた空き家利活用相談窓口

<http://akiya.pref.yamagata.jp/>

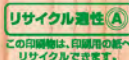


山形県住宅情報総合サイト『タテッカーナ』

<https://www.pref.yamagata.jp/tatekana/>



2022年3月 第3版



空き家大辞典

第3版

～ 空き家を知って、上手に活用～

まだまだ
活躍できるよ！



ぴかぴかあきやくん



After



Before

山形県県土整備部

はじめに



近年、少子高齢化や人口減少などが進み、空き家が増加してきています。そして、空き家の管理や処分などに困っている所有者や住民の方も増えてきています。

県では、平成 27 年に空き家の無料相談窓口を開設し、様々な空き家に関する相談に対応しています。

令和3年からは、空き家を相続などで取得することになったけど、何を、誰に相談したらよいかわからない方のために、空き家の総合案内窓口を設置し、空き家の状況や、希望などをお聞きした上で、相談先を案内しています。

国や、県、市町村の行政だけが頑張っても空き家の増加を食い止めることは難しく、空き家の所有者の方や、地域の住民の方も、空き家のことを自分事としてとらえ、適正な管理や利活用を進めて行くことが大切です。

この「空き家大辞典」では、
「空き家を放っておくとどうなるのか」
「空き家をどうするのが良いか」
「利用するまでにしておくことは何か」

など、空き家にかかわるうえで抑えておくべきポイントをまとめています。

家族で集まる機会などに、皆さんで読んでいただき、今住んでいる家の将来を考えてみましょう。



目次

- 1** 空き家の放置リスク ~あきやを放っておくと~
空き家はどんどん増えています04
どうして空き家は生まれるの?04
しっかりと空き家を相続しよう05
空き家をそのまま放置すると06
- 2** 空き家をどうする? ~みんなで考えよう~10
- 3** 空き家の管理 ~あきやをしっかり管理しよう~
これだけはやっておこう12
定期的に手入れをしよう13
管理代行サービスを活用しよう13
- 4** 空き家の活用 ~あきやは上手に活用しよう~
自分で使う14
誰かに使ってもらおう14
手放す(売却)15
活用事例16
- 5** 支援制度・問合せ先18

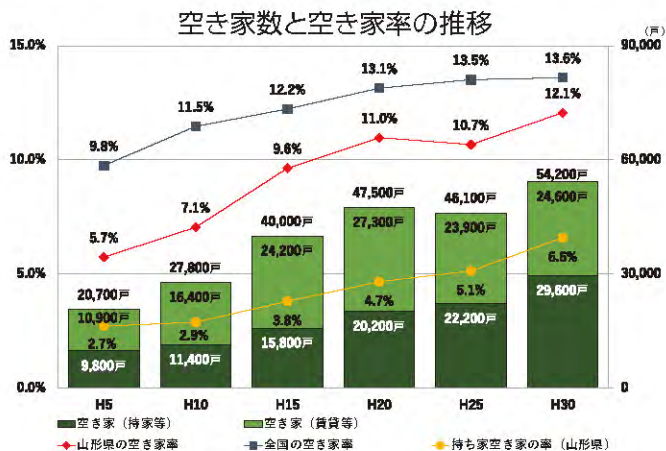
1. 空き家の放置リスク ~あきやを放っておくと~

空き家はどんどん増えています

総務省の『平成 30 年住宅・土地統計調査』によると、全国の空き家数は 849 万戸、空き家率は 13.6%と、5 年前の 13.5%に比べ 0.1 ポイント上昇し過去最高となっています。

また、山形県の空き家数は 54,200 戸、空き家率は 12.1%と、全国平均よりはやや低い数値となっているものの、かなり高い割合になっており、増加傾向にあるのがわかります。

少子高齢化を伴う人口減少が進んでおり、高齢者世帯の数が大幅に増加していることから、空き家の数はますます増加することが予想されています。

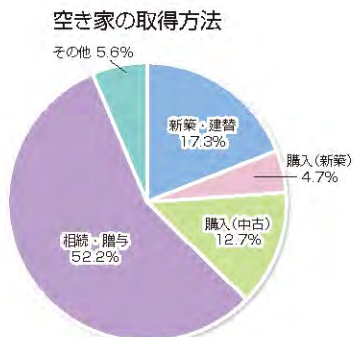


どうして空き家は生まれるの？

空き家の発生要因は様々あります

最も多いのは相続したことにより空き家となるケース。

その他にも、離れて暮らす両親を自宅に呼びよせたり、一人暮らしの親が施設に入るなど、発生要因は様々あります。



出典：住宅・土地統計調査

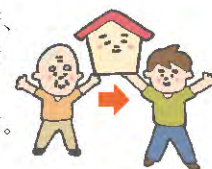
しっかりと空き家を相続しよう

相続

相続手続きがしっかり行なわれないと、所有者が共有名義となり、結果的に処分が進まず長期間放置されることがあります。

もちろん、共有名義の全員に管理責任がありますので、特措法 (P8) による指導や命令の対象や損害賠償の対象になります。

しっかりとした相続が空き家の問題防止につながります。



◆空き家を適正に相続するには

①現在の登記を確認しておこう

相続登記がなされず、前所有者の名義となっていることがあります。将来のトラブルを防ぐためにも、現在の登記を確認した上で、しっかりとした登記をしておきましょう。



②空き家になったらを考えておこう

居住しているときから、空き家になったときのことを考えておきましょう。親族間での話し合いや遺言書などにより方針を決めておくことがトラブルの防止につながります。



③専門家に相談し手続きをしましょう

空き家の所有者が亡くなった場合は、相続の手続きを行いましょう。相続や登記、税などに関することは専門家に相談するとよいでしょう。相談窓口では内容に合わせて専門家へ取り次ぎを行っていますので、まずは窓口相談してみましょう。

P18 利活用相談窓口

P22 各種専門団体

空き家をそのまま放置すると

ほ〜ち



放つたらかし
にしないぞ〜

リスク1 建物の劣化!

人が住まなくなった空き家は劣化の進行が早いため、管理をせずに放っておくと、様々な不具合が発生してきます。



リスク2 周辺への悪影響

放置することにより、周辺に迷惑を与えてしまう可能性があります。

- ・強風による屋根材や外壁材の飛散、落下
- ・老朽化による倒壊
- ・放火などによる火災
- ・不審者の侵入、ごみの不法投棄や動物の棲家に



リスク3 費用増大の可能性

さらに、費用負担が生じる場合もあります。

- ・維持管理費用の増加
- ・法律による指導や行政代執行の対象となる可能性
- ・固定資産税等の負担が増加する可能性
- ・事故や災害による損害賠償の可能性

詳しくは次のページ



空き家を適正に管理しないことにより近隣住民に被害を与えた場合、所有者は民法第 717 条による損害賠償責任を追う可能性があります。

判例

■積雪による隣家家屋の倒壊・死亡事故

相当な積雪があったにもかかわらず、家屋所有者が雪下ろしや雪崩防止施設設置など、適切な雪崩防止策を講じなかったため、2階建て家屋の屋根の積雪が崩落。屋根の積雪崩落により隣家の柱が倒壊し、就寝していた次男が圧死、家財も損壊した事故で、家屋所有者の「工作物の設置と保存の取扱い」が認められた判例（金沢地方裁判所／昭和 32 年 3 月 11 日）

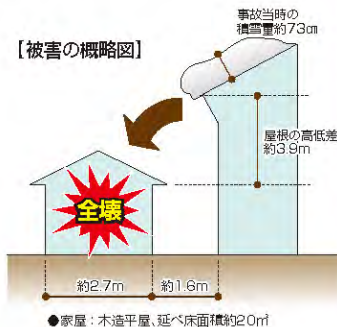
●裁判所の判断の要旨

- ・家屋所有者は、隣接家屋（平屋）が近接していることを熟知し、かつ屋根に約 73 cm の積雪があるにもかかわらず雪下ろしをしなかった。
- ・雪止めは設置されていたものの、非常に脆弱であった。
- ・雪下ろし作業をしなかったこと及び雪崩防止施設が脆弱であったことは民法第 717 条の「工作物の設置と保存」に瑕疵があったことに該当する。

●認定された損害賠償内容

（金額は昭和 32 年当時の認定額×当時の大卒初任給：1.27 万円 / 月）

- ①建物の滅失による損害：約 6 万円
 - ②家財等の動産の損壊による損害：約 2 万円
 - ③死亡した子供の死亡逸失利益：約 53 万円
 - ④慰謝料：約 5 万円
 - ⑤葬式費用：約 2 万円
- 合計：約 68 万円



『空家等対策の推進に関する特別措置法』

解説

住民の生命や財産の保護、空き家の利活用の促進などを目的に、『空家等対策の推進に関する特別措置法』（以下、「特措法」という）が平成27年5月26日に全面施行されました。特措法には以下のような内容が規定されています。

ポイント

- 空き家の情報収集（法9条、10条）
 - ・所有者の把握に固定資産税情報を活用
 - ・市町村による空き家の立入調査が可能に

- 「特定空家等」に対する措置（法14条）
 - ・市町村に撤去や修繕に関する指導・助言、勧告、命令の権限

- 勧告が行われた空き家の土地は税金が上がる
- ・従わない場合は強制執行が可能に
- 行政代執行の経費は全て所有者に請求されます

詳しくは次のページ

空き家をしっかりと管理しないと、このように様々なデメリットが生じます。

特定空家等とは以下の状態にある空き家をいいます。（法第2条）

- ・倒壊のおそれがある
- ・衛生面で有害
- ・著しく景観を損なっている
- ・その他放置することが不適切



『空き家の適正管理条例』

解説

・県内35市町村のうち28の市町村で、『空き家の適正管理に関する条例』が施行されており、応急措置などの規定が定められています。

応急措置に要する費用もすべて
空き家の所有者の負担となります。

応急措置：空き家に、人の生命や身体、財産に重大な損害を及ぼす危険な事態が発生し、危害が切迫している場合に、予防や損害の拡大を目的として講じる必要最小限度の措置



『税制特例の除外』

解説

特措法による勧告の対象となった『特定空家等』に係る土地については住宅用地にかかる固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象から除外され、固定資産税が最大で6倍になるなど、税金の額が上がってしまいます。

放っておくと
税金が増えちゃうよ



〈住宅用地に対する課税基準の特例〉

区 分		固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 (200㎡以下の住宅用地)		評価額×1/6	評価額×1/3
200㎡を超える 住宅用地	200㎡分	評価額×1/6	評価額×1/3
	200㎡を 越える分	評価額×1/3	評価額×2/3
住宅の建っていない宅地		評価額のどおり	

特例の解除で
最大6倍に

2. 空き家をどうする? ~みんなで考えよう~

利用しない空き家は劣化の進行も早く、改修費など費用が大きくかかる場合があります。できるだけ早く利用することにより、建物を長持ちさせ、地域の賑わいの創出にもつながります。



空き家は「管理」だよ
上手に活用してね〜



空き家の利活用方法のメリット、デメリットを見て、家族で集まった時などに、どうするか話し合ってみましょう。



自分で使う(継続利用)

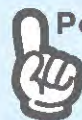
→詳しくはP14



○思い出が残る



▲固定資産税がかかる
▲管理に手間がかかる



Point

利用方法、利用頻度など、しっかりと利活用した時をイメージを持ちましょう。

誰かに使ってもらおう(賃貸)

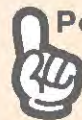
→詳しくはP14



○賃貸収入が入る
○使うことで劣化しにくい



▲入居者トラブルのリスク
▲固定資産税がかかる



Point

借り手を探すうえで、水回りのリフォームなどが必要になる場合があります。

手放す(売却)

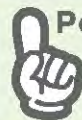
→詳しくはP15



○固定資産税がかからない
○売却収入が入る



▲想定価格と市場価格の違い
(思ったより安いなど)



Point

買い手を探すうえで、建物の解体が必要な場合があります。

今後、空き家になった際にどうするか、あらかじめ決めておくことにより、早期に利活用を行うことができ、資産の有効活用ができます。

空き家になってどうするか決めかねている場合でも、管理はしっかりしておきましょう。

→P12 空き家の管理

3. 空き家の管理 ~あきやをしっかり管理しよう~

建物の劣化を防ぐとともに、周辺へ迷惑をかけることが無いように、空き家はしっかりと管理しましょう。

ステップ1 これだけはやっておこう



◆ご近所への声かけ

空き家になる場合はご近所にもその旨を伝え、緊急連絡先を伝えておきましょう。ご近所の目により、不法侵入などのリスクの回避につながります。

◆不審者の侵入防止

長期間空き家になると、不法侵入や放火のリスクが高まります。しっかりと施錠し、貴重品は中におかないようにしましょう。また、庭や塀、生垣などを手入れして見通しを良くしておいたり、人感センサーつきの照明を設置したりと、対策を取りましょう。



◆風通し

普段生活をしていない空き家は空気が回らないため湿気がたまり、カビや腐食の原因になります。たまに立ち寄った際には窓を開け、風を通すだけでも建物の長持ちにつながります。

◆雪に注意

山形県内では冬期間の雪下ろしをしっかりとっておかないと、倒壊や落雪により周辺へ被害を与えるかもしれません。冬季は特にリスクが高まるため、雪には十分注意しましょう。



定期的に宿泊するなど、実際に利用することも効果的です



ステップ2 定期的に手入れをしよう

空き家は定期的な点検・手入れが必要です。月1回程度を目安に行いましょう。積雪時や台風などの災害の後も、状況を確認しておきましょう。

手入れすれば
長持ちするよ!



外部

- 雑草の繁茂
- 樹木の越境
- 雨どいの破損
- 屋根材などの破損
- ポストの整理
- 玄関の施錠

内部

- 通風・換気
- 水回りの通水
- 雨漏りの有無
- 家財の整理
- 室内の清掃
- 貴重品は置かない

ステップ3 管理代行サービスを活用しよう

居住地が離れているなどの理由で自ら管理ができない場合は、管理代行サービスの利用を検討しましょう。専門業者に管理を依頼する他、シルバー人材派遣センターなどに除草を依頼するなど様々な方法があります。



P18 利活用相談窓口

4. 空き家の活用 ~あきやは上手に活用しよう~

自分で使う(継続利用)



所有者が自ら空き家を活用する場合は、リフォーム工事について検討しましょう。リフォームをしたい場合は、建築士や工務店に相談すると良いでしょう。また、リフォーム工事を行う場合は利用できる補助制度もありますので積極的に活用しましょう。

誰かに使ってもらおう(賃貸)

賃貸についてはいくつかのケースがありますので、不動産屋さんなどに相談してみましょう。空き家バンクを作成している市町村では、空き家バンクに登録することにより、借主を探すこともできます。

建物が古かったり、壊れていたりする場合は、建物を解体して駐車場や資材置き場スペース等として賃貸することも検討してみましょう。

P18 利活用相談窓口

P21 空き家バンク

空き家くんMEMO①

◆住まい方の変化



新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、皆さんの生活にもテレワークやワーケーションなど、ネットワークの技術の急激な進歩とともに、住まい方にも大きな変化が出ています。

1箇所にて拠点を構えるのではなく、賃貸住宅やホテルなどを転々とし固定の住所を持たないアドレスホッパーと呼ばれる生活スタイルや、平日は都市で働き、週末は地方のセカンドハウスなどに滞在する2地域居住など、住まい方が多様化しています。

地方の空き家も様々な活用の可能性が出ています。

手放す(売却)



利用する予定が無い空き家については売却し、次の所有者に活用してもらうという方法があります。建物が古かったり、壊れていたりする場合は、建物を解体して更地で売却することも検討してみましょう。

売却を希望する場合は、不動産屋さんなどに依頼しましょう。どの業者さんに相談すればいいかわからない場合は、「空き家利活用相談窓口」に相談すると、団体を通じて業者さんを紹介してもらえます。

P18 利活用相談窓口

P21 空き家バンク

空き家くんMEMO②

◆空き家の状態を知るために



中古住宅は、新築と比べて価格も安く、地方であれば土地付きで安価に売り出している場合もあります。購入した後に自分好みにリフォームやDIYができるのも魅力の一つです。

一方で、中古ということでも品質や購入後の不具合などの不安感もあります。

そんな不安感を取り除くには、『中古住宅診断(インスペクション)』が効果的です。国の講習を受けた建築士が建物を調べてくれて、不具合などを教えてくれます。

空き家の状態を正しく知ったうえで売る、買うということが大切です。

空き家の活用事例

空き家を活用している事例はたくさんありますが、ここでは「リノベーション」により生まれ変わった事例を紹介します。



リノベーションって何？

～「リノベーション」は単なる「リフォーム」ではありません～
 「リフォーム」は、汚れや破損などを直し、建物を元の状態に戻すこと、
 「リノベーション」は、ライフスタイルに合わせて、間取りやデザインを
 変更したり、性能を向上させたりすることで新たな価値を与えることです。

『日下地区定住促進住宅』 鮭川村

空き家となっていた住宅を、移住・子育て世帯向けにリノベーションし、村営の定住促進住宅にした事例です。東北芸術工科大学の学生による、リノベーションプランのコンペを行い、村の空き家協議会の委員が選定したプランを基にリノベーションを行いました。

玄関から続く土間が家を縦断し、開放感のある広々とした空間が広がる斬新なデザインです。居心地の良さ、子育てのしやすさなどを重視し、土間にはベレットストーブも設置され、ペットとともに暮らせる、環境に配慮した魅力ある住宅になっています。



『はらっぱ』 上山市

かみのやま温泉駅の西口に面する場所にある、元お土産屋の築50年を超える空き店舗をリノベーションしたお店です。お昼の時間はそば、お昼以降はカフェが楽しめます。

『はらっぱ』は、NPO 法人かみのやまランドバンクが所有者から建物を借上げ、お店を出店したい人に賃貸するサブリース方式にて運営しています。

リノベーション工事は、店への愛着を育みながら空き家の改修手法を学ぶ場として、壁や家具塗装を大学生や地元の子供達と協力して行いました。

駅前通りの人通りの多い場所に面してガラス張りで開放感のある空間としており、内装には上山市産木材を使用し、木の温もりを感じられる健康的な空間で居心地の良い場所として来店者を喜ばせています。



『山形クラス』 山形市

～ 準学生寮プロジェクト ～



山形クラスとは、山形市の中心市街地にある空き家や空きテナントを準学生寮として整備したものです。学生が中心市街地に居住することで、空き家の利活用、地域のにぎわい創出など、学生と地域双方にメリットがあります。

東北芸術工科大学と山形大学の学生に限定せず、学生であれば専門学校や短期大学などの学生も入居可能です。

今後も、地域の資源を有効活用して、地域の活力となる若者の居住を促進し、魅力あるまちづくりを進めていきます。

その他の活用事例は、タテッカーナからご覧ください。 P24 問合せ先

5. 支援制度・問合せ先

やまがた空き家利活用相談窓口

県内13箇所に、無料の相談窓口が設置されています。相談窓口では、空き家の売買や賃貸の他、相続や管理、解体に関することなど様々な相談に対応しています。

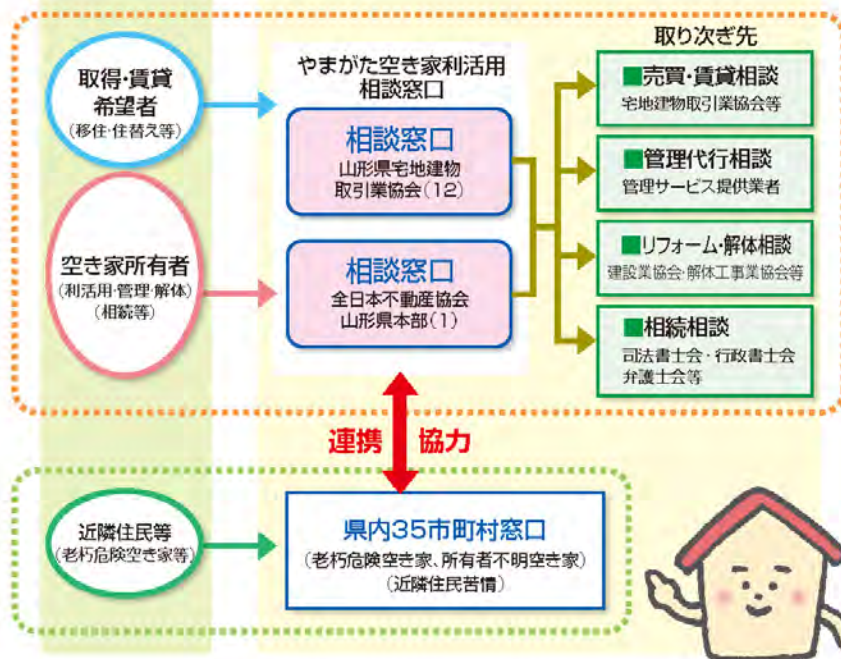
相談内容に応じ各専門業者へ取次ぎ、内容に応じた相談を受けることができます。空き家に関しての困りごとや疑問があれば、まずは窓口相談してみましよう。

ほんのこども
相談にのって
もらえますか？



空き家相談者

相談窓口



空き家に関する相談をすることができる相談窓口です。相談は無料ですのでお気軽にご相談ください。

やまがた空き家利活用相談窓口

HPアドレス <http://akiya.pref.yamagata.jp/>



公益社団法人 山形県宅建物取引業協会

名称	所在地	お問い合わせ先	受付時間	対応エリア
山形県協会	〒990-0023 山形市松波 1-10-1	023-623-7502 0800-800-7509	月火水木金 9:00~17:00	山形県全域
山形	〒990-0023 山形市松波 1-10-1	023-642-8133	月火水木金 9:00~17:00	山形市、上山市、山辺町 中山町
米沢	〒992-0012 米沢市金池 6-3-33	0238-23-0001	月火木金 9:00~15:00	米沢市
南陽	〒999-2211 南陽市赤湯299-2和興ビル内	0238-40-3880	月火水木 9:00~17:00	南陽市、高畠町、川西町
寒河江	〒991-0031 寒河江市本町 2-8-3 フローラ・SAGAE 3階	0237-86-4341	月火水木 10:00~16:00	寒河江市、河北町、 西川町、朝日町、大江町
天童				天童市
東根	〒994-0002 天童市乱川 2-7-28	023-652-9070	月火水木金 10:00~15:30	東根市
村山				村山市、尾花沢市、大石田町
新庄もがみ	〒996-0001 新庄市五日町 725-7 (株)あじさい地所内	0233-29-7333	月火水木金 9:00~17:00	新庄市、金山町、最上町 舟形町、真室川町、 大蔵村、鮭川村、戸沢村
鶴岡	〒997-0862 鶴岡市ほなみ町 1-2	0235-24-8846	月火水木金 9:00~17:00	鶴岡市、三川町、庄内町
酒田	〒998-0878 酒田市こあら 1-5-16	0234-26-4420	月火水木金 9:00~17:00	酒田市、遊佐町
長井	〒993-0074 長井市宮2380-1	0238-84-0667 (株)青木ハウス内	月火水木金 9:00~17:00	長井市、小国町、白鷹町 飯豊町

公益社団法人 全日本不動産協会 山形県本部

名称	所在地	お問い合わせ先	受付時間	対応エリア
山形県本部	〒990-0023 山形市松波 4-1-15 山形県自治会館 6階	023-665-0100	月火水木金 10:00~16:00	山形県全域 ※お近くの相談員が対応します。

空き家総合案内窓口

空き家を相続したけど、、、実家が空き家になりそうだけど、、、どこに、何を相談したらいいかわからない時は、

「**空き家総合案内窓口**」023-679-5255

(山形県すまい・まちづくり公社) にご相談ください。 悩んだら、まず相談してみましよう。

○受付時間：毎月第2、第4火曜日 10:00~12:00・13:00~16:00

支援制度の確認

住宅に関する支援制度は山形県住宅情報サイト「タテッカーナ」でご確認ください。支援策の検索のほか、住宅に関する様々な情報を得ることもできます。

サイトのURL、QRコードは裏表紙をご覧ください。



自分で使う方への支援

リフォーム支援

居住する住宅の性能向上リフォーム工事や耐震改修工事の費用の一部を、県と市町村が一緒に支援しています。

市町村が窓口となり、様々な要件、補助額などを定めて補助していますので、住宅（空き家）のある市町村へお問い合わせください。



中古住宅を取得したい方への支援

中古住宅取得支援 最大 50 万円

中古住宅の流通促進及び移住・定住の促進を図るため、中古住宅購入ローンの利子の一部を補助しています。



詳しくはタテッカーナをご確認ください。 **P24 問合せ先**

手放したい方への支援

空き家バンク

市町村ごとに、空き家の物件情報を提供する「空き家バンク」を設置しています。空き家の売却や賃貸を考えている所有者の方、または空き家を利用したいと思っている方は、ホームページなどで掲載されている空き家情報を確認し、気に入った物件があれば問合せしてみましょう。



空き家バンクの情報は

山形県移住交流ポータルサイト：<https://yamagata-iju.jp/>



その他にも、危険な空き家への解体支援や、家財の片づけに対する支援などを行っている市町村もありますので、空き家のある市町村までお問い合わせください。

P22 問合せ先

空き家くんMEMO③

◆「新たな住宅セーフティネット」の取組み

社会全体で人口が減少しており、特にまちなか（中心市街地）の居住人口が減少しています。

人口減少に歯止めをかけるには、子育て世帯、移住世帯、若者世帯などに定住してもらうことが効果的です。

「新たな住宅セーフティネット」の取組みとは、行政が直接公営住宅等を提供することが難しいまちなかなどで、空き家やアパートの空き室を子育て世帯等への賃貸住宅として提供する取り組みです。

URL：<https://www.pref.yamagata.jp/180025/kurashi/sumai/jutakushien/newsafetynet.html>



山形県 セーフティネット住宅

検索



詳しい内容はタテッカーナなどで確認してください。

P22・24 問合せ・申請先一覧

支援制度の概要と問合せ窓口

問合せ・申請先一覧

以下は令和4年度の内容です。詳しくはタテッカーナでご確認ください。

制度名	支援の内容	対象となる要件	申込み・問合せ先
中古住宅利子補給	最大約 50 万円	既存住宅売買瑕疵保険への加入など	県各総合支庁建築課
リフォーム補助 (耐震改修)	市町村により支援対象、金額が異なります。	耐震診断に基づき一定以上の耐震性を確保する工事	市町村
リフォーム補助 (一般リフォーム)	市町村により支援対象、金額が異なります。	リフォーム要件工事の実施など	市町村
セーフティネット住宅 改修補助	市町村により支援対象、金額が異なります。	バリアフリー化、断熱化、耐震化、シェアハウスへの用途変更工事の実施など	市町村又は国(スマートウェルネス住宅等推進事業室) ※補助金申請前に県又は山形市への住宅登録が必要です ※国による補助は平成31年度まで
セーフティネット住宅 家賃低廉価補助	最大月 4 万円 ※市町村によって実施状況や金額が異なります	低額所得者(入居者)など	市町村 ※補助金申請前に県又は山形市への住宅登録が必要です
空き家バンク	空き家情報の紹介	市町村内の空き家など	市町村
その他の支援	市町村へお問合せください	市町村へお問合せください	市町村

各種団体の問合せ先

団体名	〒	住所	連絡先
公益社団法人 山形県宅地建物取引業協会	990-0023	山形市松波1-10-1	023-623-7502
公益社団法人 全日本不動産協会山形県本部	990-0023	山形市松波4-1-15 山形県自治会館6階	023-665-0100
一般社団法人 山形県建設業協会	990-0024	山形市あさひ町18-25	023-641-0328
一般社団法人 山形県建築協会	990-0825	山形市城北町1-12-26	023-647-6131
一般社団法人 山形県解体工事業協会	990-2482	山形市久保田2-1-47	023-644-9900
一般社団法人 山形県建築士会	990-0825	山形市城北町1-12-26	023-643-4568
一般社団法人 山形県建築士事務所協会	990-0023	山形市松波4-1-15 山形県自治会館3階	023-615-4739
山形県弁護士会	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANA BEANS	023-622-2234
山形県司法書士会	990-0021	山形市小白川町1-16-26	023-623-7054
山形県行政書士会	990-2432	山形市荒瀬町1-7-8	023-642-5487
東北税理士会 山形県支部連合会	990-0047	山形市旅籠町1-12-51	023-632-4244
山形県土地家屋調査士会	990-0041	山形市緑町1-4-35	023-632-0842
一般社団法人 山形県不動産鑑定士協会	990-2412	山形市松山3-10-11 月田不動産鑑定事務所内	023-631-5390

県の実務窓口(利子補給)

	〒	住所	電話
山形県県土整備部建築住宅課	990-8570	山形市松波 2-8-1	023-630-2154
村山総合支庁建築課	990-2492	山形市鉄砲町 2-19-68	023-621-8287
最上総合支庁建築課	996-0002	新庄市金沢字大道上 2034	0233-29-1420
置賜総合支庁建築課	992-0012	米沢市金池 7-1-50	0238-35-9054
庄内総合支庁建築課	997-1392	三川町大字横山字袖東 19-1	0235-66-5640

各市町村の問合せ先

各市町村の空き家関係の窓口になります。内容によっては他課が担当となる場合もありますので、ご了承ください。

	市町村	担当課	担当係	電話(内線)	
東南村山地区	山形市	管理住宅課	住宅政策係	023-641-1212 (470)	
	上山市	建設課	エリアマネジメント推進室	023-672-1111 (425)	
	天童市	都市計画課	都市再生係	023-654-1111	
	山辺町	防災対策課	危機管理係	023-667-1119	
	中山町	建設課	建設整備グループ	023-662-2116	
西村山地区	寒河江市	建設管理課	建築住宅係	0237-85-1627	
	河北町	総務課	防災・危機管理係	0237-73-2111 (218)	
		都市整備課	管理係	0237-73-2111 (243)	
	西川町	総務課	危機管理係	0237-74-4404	
	朝日町	建設水道課	整備係	0237-67-2115	
大江町	政策推進課	移住・定住推進室 地域交流係	0237-84-1503		
北村山地区	村山市	建設課	まち再生係	0237-55-2111	
	東根市	生活環境課	生活環境係	0237-42-1111 (2176)	
	尾花沢市	防災危機管理室	防災危機管理係	0237-22-1111 (235)	
	大石田町	まちづくり推進課	生活安全グループ	0237-35-2111 (225)	
最上地区	新庄市	都市整備課	建築住宅室	0233-29-5821 (523)	
	金山町	環境整備課	管理係	0233-52-2111 (272)	
	最上町	まちづくり推進室	総務企画課	0233-43-2261	
	舟形町	地域整備課	建設企画係	0233-32-0915	
		町民課	生活環境係	0233-62-2054	
		企画課	企画情報係	0233-62-2050	
	大蔵村	建設課	住宅水道係	0233-62-2053	
		危機管理室	消防防災係	0233-75-2111 (241)	
		鮭川村	住民税務課	危機管理係	0233-55-2111
		戸沢村	建設水道課	建設係	0233-72-2547
置賜地区	米沢市	建築住宅課	空き家対策担当	0238-22-5111 (4855)	
	南陽市	建設課	建築住宅係	0238-40-8396	
	高畠町	建設課	建築住宅係	0238-52-4481	
	川西町	安全安心課	生活安全グループ	0238-42-6616	
西置賜地区	長井市	建設課	都市・住まい政策室	0238-82-8018	
	小国町	総合政策課	協働まちづくり担当	0238-62-2264	
	白鷹町	建設課	都市・住宅係	0238-87-0784	
	飯豊町	地域整備課	建設室	0238-87-0514	
庄内地区	鶴岡市	都市計画課	都市計画係	0235-35-1315	
		環境課	-	0235-35-1247	
	酒田市	まちづくり推進課	市民相談室	0234-26-5726	
	三川町	建設環境課	建設係	0235-35-7035	
	庄内町	建設課	都市計画係	0234-42-0860	
	遊佐町	総務課	危機管理係	0234-72-5895	
企画課		定住促進係	0234-28-8257		